

ウェブコラム⑥ 会社，企業，法人，社長さん……

本書『財政学をつかむ（新版）』の unit 20 で検討の対象としているのは、株式会社などの法人として事業を行っている企業である。たとえば、その企業の代表者が「社長さん」と呼ばれていても、すべての企業が法人の形態をとっているわけではなく、個人の事業として行われている企業活動も存在する。たとえば、ふだん街で見かける、文具店や理髪店、八百屋さんなどの事業は法人（株式会社等）ではなく、個人の事業として営まれている場合が多い。このような個人の事業に対する課税は法人税ではなく、事業所得としてその企業の所有者個人のプライベートな所得と合算され、個人所得税の対象となる。また、法律上は法人形態をとっていても、事実上、個人で支配されている企業は同族会社として、益金の算入等に制限のある扱いがなされている。

『平成 13 年 事業所・企業統計調査報告』（総務省統計局）によれば、日本の民営事業所のうち、およそ半数が個人事業の形態で営まれている。